

「地域主権戦略大綱」、「財政運営戦略」についての共同声明 麻生全国知事会会長記者会見概要

【日 時】 平成 22 年 6 月 22 日（火）16：00～16：21
【場 所】 福岡県庁 8 階 会見室
【出席者】 麻生全国知事会会長

（全国知事会会長）

○地域主権戦略大綱

地方六団体を代表いたしまして、二つの声明を発表いたします。

第一は地域主権戦略大綱についてでございます。

今日の閣議で地域主権戦略大綱が決定されました。まず今日決定されたということにつきまして第一パラグラフに書いていますけれども、菅新総理大臣の下で決められたということが大きな意義を持つと考えております。

と申しますのは新内閣になったのですけれども、我々が強く求めておりました地域主権関連 3 法案、この中には国と地方の協議の場の法制化も入っているのですが、参議院では可決され衆議院の審議段階にあるにも関わらず国会を通過できなかった（注：継続審議となった）。今後の我々にとって大きな打撃だったと思います。

マニフェストが発表になりました。地域主権という項目は設けられていますけれども、かつてに比べると中身が薄くなっています。このため新内閣の下で地域主権ということが本格的に進められるかということについて我々は懸念を持っていたわけです。新内閣の下でいろんな課題が山積しているにも関わらず早急に作業を進めまして菅内閣としてこれ（注：地域主権戦略大綱）を決定した。これは菅内閣が地域主権を強力に推進していくという姿勢を示したものであるという意味で評価をいたしております。

二番目に中身の点であります、一つはこの大綱におきましては地域主権というものについての定義・理念を明確にし、この地域主権を実現することの意義、具体的に実現された時の姿ということについて踏み込んだ分析を行っております。その内容は明確でありますし、特に国と地方との関係を対等の立場にしていく、そして当然のことですが、いろいろな地域における決定権、これを住民主体で行えるようにしていく。これが地域主権戦略というものであるということをはっきりさせているという理念的に明確な定義なり方針を示したということでもあります。

二つ目については、地方税財源の強化、義務付け・枠付けの見直し、条例制定権の拡大、基礎自治体への権限移譲、国出先機関の原則廃止、一括交付金等、広範囲な今後の取り組む課題を明確にし、また、取り組むにあたっての基本的な方針、あるいは課題によっては時間的なスケジュールも明確にしているということでもあります。これ自体はどうしてもや

らなければいけない改革でありまして、これだけ明確に方向性を出したということは、大きな前進であると思います。ただし、実際の中身を見ますと、やはり各省庁の抵抗の結果このような文章表現になっているのだな、という箇所もあります。各省の抵抗は常にあるわけですから、是非政府は各省任せでなく、各省の抵抗に負けるのではなくて、政治主導でこれだけの方針を各項目について明示しているのですから、これを是非断固として実施をしなければならぬということでございます。

そして今後は方針が示されていますけれども、それを具体的にどのような目標として、例えば数値など含めた目標として設定するのか、そこに至る手順、タイムスケジュール等々を詰めていく必要があります。これは是非国と地方の協議の場を通じまして十分地方側との協議・意見調整を踏まえて実現するということを強く求めるということでございます。

○財政運営戦略

それから二番目の点でございますが、これも同じく今日、財政運営戦略が閣議決定されました。財政運営戦略も多岐にわたっていますけれども、財政運営の基本的な考え方としましては、基礎的財政収支という考え方を採用しています。いわゆるプライマリー・バランスであります。基礎的財政収支の赤字分のGDP比を5年間で半減していくという目標を掲げているということが最も大事な点であります。「国と地方のプライマリー・バランス」、「国のプライマリー・バランス」の両方について年次も率とも同じ目標を掲げているということでございます。これ自体は一つの目標と考えていますけれども、しかしこれを実現するために、歳出削減だけで達成しようとするならば、経済が萎縮してしまう、恐らくひどいマイナス成長になるかと思えます。このようなプライマリー・バランスの黒字化のためには、この計画では新成長戦略を実行する、そして名目3%の成長を実現するということを前提に基礎的財政収支の赤字分のGDP比を5年間で半減という目標を掲げているわけです。

これにつきましては、まず第一に我々としまして成長戦略は大事であるということ強く主張いたしております。現在景気は回復基調にあるといいながら、雇用情勢は厳しい、そしてどう考えましても名目成長率が3%という目標を達成しながらやっていかなければ、バランスのとれた経済運営、財政の健全性の回復はできないということでございます。その意味で経済成長戦略を必ずやるということを強く求めています。

第二番目には、地方財政に関しましては自主的、安定的な運営ができますように財政面で配慮するという事になっております。このこと自体は我々は歓迎しますが、しかし小泉内閣当時、プライマリー・バランス改善の目標が掲げられました。プライマリー・バランスと申しますと、国は大幅に赤字なんですね。地方側はむしろ黒字なんです。というようなこともありまして、もっぱら地方側のプライマリー・バランスがいいから歳出削減をするのだというようなことで、地方交付税を大幅に削減するという事になりました。その後地方交付税が6兆円も大幅に減らされ、深刻な地方疲弊をもたらしたことから

このやり方は（注：地方に負担をしわ寄せするような手法）二度と取るべきではないと強く主張いたしております。

それから三番目の点は地方消費税であります。社会保障ということ、これは「強い経済」、「強い財政」、「強い社会保障」が内閣の大きな目標であります。福祉を中心に社会保障サービス提供を実際に行っているのは、地方公共団体であります。したがって、このような「強い社会保障」の担い手である地方側が実行するためには、是非地方消費税の充実を行う必要がある。そして裏付けとなるしっかりとした財源を持つことが必要であるということを中心として主張しております。今地方消費税だけではありません。消費税論争がいよいよ本格的に始まりました。実は消費税と言ってありますが、消費税は国の消費税と地方の消費税の2つが5%の中に入っております。我々は地方消費税をどうしても引き上げなければ、地方の財政は持たないということで、約3年前から地方消費税の充実ということを中心として訴えてまいりました。そして今や、国全体として、消費税という言葉、この中（注：地域主権戦略大綱の中）に地方消費税が入っているのですが、議論が活発に行われるようになりました。これ自体、私どもは歓迎いたします。そして是非、地方消費税が今の消費税の5%の重要な一部であるということ、なかなか皆さん認識されておきませんが、認識して頂きたいと思っております。そして我々はやはり健全な財政、健全な我々のサービスを行うために、この点についての国民の皆さんの理解を是非得たいと考えております。

また、最後のところでありますが、このような考え方の中で、いよいよ秋に予算編成に入りますが、その際には国と地方の協議の場、この時には法制化がなされていると思っております。この場で地方の実態をよく見た検討を行うということを中心として求めていきたいと思っております。

この声明は、同時に東京の都道府県会館の記者クラブに発表しております。

（記者）

消費税に関して、菅総理が10%を一つの参考にしたという具体的な数字に踏み込んで議論が提起されておりますが、知事会長として、福岡県知事としても結構ですが、税率に関して、お考えがあれば教えて頂きたいと思っております。

（全国知事会会長）

税率についてはですね、何%がいいのかということ、いくつかの考えるべき要素があります。例えば、ここで述べられているような財政運営の健全化という観点から見た場合、どの程度の税率が必要であるかということが一つの観点、考え方ですね。しかし一方で、これをあまり急激にやっけてしまうと、せっかくの景気に打撃を与える恐れがある。その結果としまして、むしろ消費税を上げたとしても景気が悪くなるということで税率が思うように増えないという要素があります。そのような要素を総合的に考えて決めていく必要があると思っております。したがって現段階で5%引き上げて10%がいいのかどうかということ、簡単には言えないし、私も10%がいいんですよと言った場合に、その根拠は何

かと問われた場合に、根拠を言うだけのはっきりした材料は、まだ持っていません。しかし、自民党の方が10%という具体的な数字を掲げました。これは一つの大きな変化ですね。それに菅総理としては、自分の方もそれがいいのではないかと同調しているということが実態ではないでしょうか。数字の意味がどれだけ財政的に、あるいは景気の上で意味があるのか、それは実施時期によって景気なんかは変わってくる、という要素はあるかと思います。しかし、一つの出発点としての考え方ではないでしょうか。どうしても、やはり消費税問題は避けて通れないですね。ただ、消費税の問題はただちに経済成長を達成しながらやらなければ、橋本内閣時代と同じということになります。消費税を上げた結果、経済がガタガタになったとしたら、何のためにやったのか分からないということになりますからね。そこは、成長戦略を強力に進めながら、この問題を考えていくことが非常に大事だと思います。しかし、一方で財政が今のように、プライマリーバランス等を見てもおかしくなっていますから、この現実を、我々は直視していかなければならないと思います。

(記者)

地方は財政の健全化に向けて努力しているとの話がありましたが、国の方がまだ不十分であるとの認識を示されておりますけれども、どの点で国が改めないといけないのか、どこを努力しないといけないのか御意見をいただければ。

(全国知事会会長)

地方の方がプライマリー・バランスが良いということは、一つはですね、地方は国と違って赤字公債が自由に発行できません、極めて制度的に制約を受けています。という条件下で財政運営をしているということがございます。

その制約下でどうやっているかと言いますと、一つは人員削減を随分やっております。例えば、平成16年を100にした場合、国の方は98.8%、事実上1%ちょっとしか人員を減らしておりません。それに対し、地方側は92.6%ということで、7%強まで減らしおります。

それからもう一つは予算規模ですね。歳出総額、国はずっと横ばいです。ところが地方の歳出は同じく89%、10%強は削減しているということでございます。

加えて、地方側は給料ですね、職員給与。これを本当は制度的な問題があります。というのは、我々は勧告制度を取っております。公務員は、団結権はありますが、争議権はありません。その結果、いわゆる人事委員会制度が設けてあって人事委員会が調べた適正な給料、この勧告をするということで、いわば公務員の権利を保障しているということで、勧告制度を取っています。それで国が人事院勧告、地方は人事委員会勧告を基に給料を決めておりますが、実際には、なかなかもう支払能力がないということで、給与を勧告から離れて何%か削減しているというようなところが1,139団体ございます。全国1,847

団体のうち約61%の団体がこのようなことを行っているという状態であります。

更に言いますと、実は市町村合併を行い、それまでは市町村数が3,232でしたが、これが1,728まで減りました。その結果何が起きているかと言いますと、議員数が相当減っております。それから当然首長ですね。町長や村長の数も減りました。ということで合併を通じて激しい勢いで、事実上の経費削減をやっているんですね。そのようなことをしながら、地方は財政の健全化を、追い込まれてやっているという実態です。それに比べて国は人員削減を行ったのかと聞きたい。盛んにね、何万人減らしますとよく打ち上げられています。一向にやっていない。国が一回でもですね、人事院勧告を無視した格好で、それより思い切って何%も給料を削減したかという、それはやっていないというような実態です。ですから我々の方から見ると、国側の行革努力というのは、まだまだ足りないのではないかということでもあります。